本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（政令第三四四号）（厚生労働省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「旧食鳥処理法」という。）に規定する指定検査機関が作成する平成二九年度に係る事業計画等に関する経過措置を定めることとした。（第一項関係）

2　旧食鳥処理法に規定する指定検査機関の平成二八年度に係る事業報告書等に関する経過措置を定めることとした。（第二項関係）

3　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。ただし、1の規定は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（政令第三四五号）（内閣府本府）

1　平成二八年熊本地震による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債をもって地方公共団体の財源とすることができる年度を定めることとした。（第一条関係）

2　平成二八年熊本地震による災害について、災害対策基本法第一〇二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法の特例を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第三四六号）（経済産業省）

1　ビニリデンフルオリドの共重合体等の輸出について経済産業大臣の許可を要しないものとすること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

2　ふすま等の輸出について経済産業大臣の承認を要しないものとすること等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第二関係）

3　リベリアを仕向地とする貨物に関し、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられる可能性のある貨物の輸出については許可を要しないこととした。（別表第三の二関係）

4　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月七日から施行することとした。

政　令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）附則第九条の規定に基づき、この政令を制定する。

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第九条の規定による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号。以下「旧食鳥処理法」という。）第二十一条第一項に規定する指定検査機関が作成する平成二十九年度に係る事業計画及び収支予算については、旧食鳥処理法第二十九条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　旧食鳥処理法第二十一条第一項に規定する指定検査機関の平成二十八年度に係る事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一項の規定は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十五号

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度）

第一条　平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度は、平成二十九年度とする。